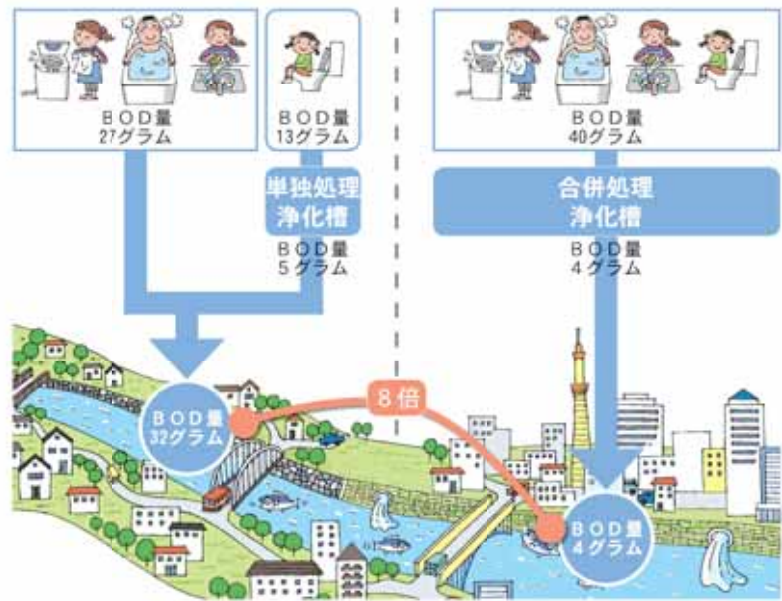


～ 合併処理浄化槽で生活排水をきれいに ～

例えば、水を1人1日200リットル使った場合に出る汚れ(BOD [★])の量は40グラムとなります。この汚れを処理する合併処理浄化槽(風呂や洗濯、水洗トイレなど全体を処理)と単独処理浄化槽(水洗トイレのみを処理)とを比較すると、最終的に排出される汚れのBOD量が「8倍」もの差がでます。多くの皆さんが、合併処理浄化槽にすることで水の汚れが減り、水環境が守られます。



【★】BODとは、水の汚れを具合を表す指標の一つで、この値が大きいほど汚れが著しいことを示します。

浄化槽とは
浄化槽は微生物を利用して、トイレや台所から出る生活排水をきれいな水に浄化する装置で、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽があります。

単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べ、8倍もの環境負荷がかかります。(左の図を参照)
平成13年4月以前に設置された浄化槽は、単独処理浄化槽の可能性がります。もし、自宅の浄化槽が合

環境
水環境を守る浄化槽
浄化槽補助金を利用して「合併処理浄化槽」への転換を

～ 浄化槽設置事業補助金について ～

- ▶ 届け出期間 設置前
- ▶ 届け出る人 施主(施工業者への委任も可)
- ▶ 提出する書類 市ホームページからもダウンロード可
*申請には、浄化槽に関する専門的な書類が必要となるため、浄化槽の施工業者へ委任することが可能です。詳細は施工業者に問い合わせください。
- ▶ 平成29年度補助額

① 新増築に伴い合併槽を設置する場合(上限額)

| 人槽 | 補助額 |
|------|----------|
| 5人槽 | 199,000円 |
| 7人槽 | 248,000円 |
| 10人槽 | 328,000円 |

② 新増築を伴わず単独槽から合併槽へ切り替える場合(上限額)

| 人槽 | 補助額 |
|------|----------|
| 5人槽 | 365,000円 |
| 7人槽 | 455,000円 |
| 10人槽 | 602,000円 |

* 建築確認申請を要する新増築に伴い切り替える場合は、上乗せ補助対象になりません。
* 設置費用によっては、表の補助金額は減額される可能性があります。(事務所併用住宅や店舗併用住宅では、居住用面積および仕様により補助額を決定)

補助金を利用して、合併処理浄化槽への転換を
市では水環境の保全のため、生活排水を処理できる合併処理浄化槽への設置替えを推進しています。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えする場合には、合併処理浄化槽を新設するより上乗せし、補助金を交付しています。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えることにより、側溝の汚れや臭いなどがさらに抑えられ、生活環境の改善につながります。

問い合わせ 環境課 森田 ☎(53) 2609

子育て

児童扶養手当制度
児童扶養手当を受けるには申請手続きが必要です
問い合わせ 子ども子育て課 森田 ☎(23) 0071

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため支給されます。

支給の要件
対象は18歳に達した最初の3月31日までの児童(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)で、次に該当する人です。
▼ 父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童
▼ 父または母が死亡した児童
▼ 父または母が重度の障がいの状態にある児童
▼ 父または母が生死不明の児童
▼ 父または母に引き続き1年以上、遺棄されている児童
▼ 父または母が法令によって引き続き、1年以上拘禁されている児童
▼ 母が婚姻によらない(未婚)で生まれた児童
▼ 父または母がDV保護命令を受けた児童

「公的年金との併給について」
平成26年12月から、支給要件に

該当し公的年金などを受けられる場合で、その年金額が児童扶養手当額より低いときは、差額分の手当てが受給できるようにあります。ただし、年金額が手当を上回るときは、手当の支給はされません。

支給額(平成29年4月1日)
〔第1子〕▼ 全部支給 4万2290円 ▼ 一部支給 4万2280円
59980円
〔第2子〕▼ 全部支給 9990円 ▼ 一部支給 9980円
5000円
〔第3子以降〕▼ 全部支給 5990円 ▼ 一部支給 5980円
3000円

支払日
〔年3回(土、日、祝日のときは繰り上げて支給)〕▼ 4月11日(12月3日) ▼ 8月11日(4月7日) ▼ 12月11日(8月11日)

手続き方法
手当を受けるには、必要書類を添えて申請手続きを行わなければなりません。状況により必要書類が異なりますので、事前に子ども子育て課窓口にご相談してください。

商工

中小企業退職金共済(中退共)制度
中小企業の退職金を国がサポートします
問い合わせ 商工企業課 宮崎 ☎(53) 2647

制度を活用しよう
中小企業退職金共済(中退共)制度は、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。中小企業者の相互共済と国の援助で退職金を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

中退共制度を利用することで、安全、確実、有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。
事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。
この中退共制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(中退共)が運営しています。
詳しくはホームページをご覧ください。(中退共)で検索

「問い合わせ」
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

中退共
中小企業退職金共済制度

安全
国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単
社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。

子育て

10月は里親月間
里親になりませんか

問い合わせ 子ども子育て課 濱田 ☎(23) 0071

さまざまな事情によって、家庭で養育されることが難しい子どもを、自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを「里親」といいます。

里親になるには

子どもの養育について理解と熱意をもち、豊かな愛情をもっていることが何よりも大切です。県が実施する研修を修了することや、経済的に困窮していないことなどの要件が必要です。

里親の種類

里親には、委託期間や目的などにより4種類あります。

- ▼養育里親▶家庭に戻るまで、または自立できるまで子どもを養育する里親
- ▼専門里親▶虐待を受けた子どもや障がいのある子どもを、経験と専門知識を生かして養育する里親
- ▼親族里親▶子どもの扶養義務者で、親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親

▼養子縁組里親▶養子縁組によって、養親となることを希望する里親

里親になったら

児童相談所が面会や交流を録り返した上で、養育をお願いする子どもを決定します。子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が公費で支給されます。子育ての悩みや不安には、児童相談所などが相談に応じます。子どもたちは、温かい家庭生活を提供してくれる里親を求めています。

「里親の申し込みについて」

- ▼牧之原市子ども子育て課(家庭児童相談係) ☎(23) 0071
- ▼静岡県子ども家庭課 ☎054(221) 3760
- ▼県中央児童相談所 ☎054(646) 3570
- ▼児童家庭支援センターはるかぜ ☎054(656) 3456

子育て

11月は児童虐待防止推進月間
児童虐待から子どもを守りましょう

問い合わせ 子ども子育て課 濱田 ☎(23) 0071

毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待防止のための広報・啓発活動が実施されます。児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは

- ▼身体的虐待▶殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ▼性的虐待▶子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ▼ネグレクト▶家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院へつれて行かないなど
- ▼心理的虐待▶言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど

子育てで悩んだら

子育ては親だけでできるものではありません。地域や身近な人に話を聞いてもらうことや、協力してもらおうことが大切です。子育てや家庭の悩みごとについて

虐待かなと思ったら

不自然なあざや傷がある、身振りが不潔、異常な怒鳴り声や泣き声が聞かれる、夜子どもだけで過ごしているなど、心配な様子に気付いた場合は、市や児童相談所へ連絡をしてください。連絡者の情報を知らせることはありません。

▼牧之原市子ども子育て課(家庭児童相談係)
 ☎(23) 0071 午前8時15分〜午後5時(平日)
 ▼児童相談所全国共通ダイヤル
 ☎189(24時間受付)



納税

納税の推進を図る
税金は納期限までに納めましょう

問い合わせ 納税課 小林 ☎(23) 0022

11月と12月は「滞納整理強化月間」です。財源の確保と納期限内に納付していただいている人との公平性を確保するために、県と市町が一丸となって滞納処分の強化に取り組み、納税の推進を図ります。

税金は社会を支えるための財源

皆さんが納めた税金は、福祉や保険などの社会保障、教育、ごみ処理、道路整備などの行政サービスを提供するための貴重な財源です。「納税」は教育、労働とともに国民の三大義務の一つとして憲法に定められています。

厳しい生活の中でも、多くの人は納期限までに税金を納めています。税金は納期限内に自主的に納めましょう。

税金を滞納すると

納期限までに納付しない場合は、納期限から20日以内に督促状(手数料100

円加算)を送付します。その後も納付がない場合、金融機関や勤務先、取引先などへの財産調査を行い、調査結果に基づき滞納者の財産を差し押さえたり、差し押さえた財産を公売して、滞納している税金に充てたりします。これらの一連の手続きを滞納処分といいます。税金を滞納したまま放置することは、経済的な不利益を受けたり、社会的な信用を失う結果となります。

振など、やむを得ない理由で納期限までに税金を納付することが困難な場合は、そのまま放置せずに、事前に相談してください。完納に向け、納税相談に応じます。また、一定の要件に該当し、市税を一時的に納付できない人のために、納税の猶予制度があります。

早めの納税相談を

病気や失業、事業不

制度を活用しよう

広報まきのはら8月号でお知らせした「子どもの学習支援事業」についてまだ空きがありますので、参加者の募集を継続します。この事業は、不安定な雇用情勢などを背景に「子どもを塾などに通わせたいが金銭的なゆとりがない」、「学習書などを買ってあげたいが費用を捻出できない」など、子どもに十分な学習の機会を提供することができない家庭を支援するものです。

事業の概要

| | |
|------|---|
| 実施期間 | 平成29年8月～平成30年3月 |
| 対象者 | 市内の中学生および18歳以下の中卒者(高校生除く) |
| 収入要件 | 原則として世帯年収300万円以下 |
| 事業内容 | ・市内において週1回、2時間補習を主な内容として、講師から指導を受ける(5教科) ・月1回、家庭訪問により進路指導や生活上の相談を受け付ける |
| 費用 | 無料(必要な生徒には送迎あり) |
| 申込方法 | 社会福祉課へ電話(追って保護者や生徒と面談の上、決定)随時、申し込みを受け付け |

福祉

勉強や学習の機会を提供
「子どもの学習支援事業」参加者募集
 問い合わせ 社会福祉課 鈴木 ☎(23) 0078